

令和3年度保険料率に関する議論の概要

令和3年1月19日

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であるとする。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてもどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部(13支部)	※()は昨年の支部数
意見の提出あり	41支部(34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部(2支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	3支部(4支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

保険料率に関する鹿児島支部長及び評議会での意見

【令和2年度保険料率に関する鹿児島支部長の意見】

支部評議会の意見を踏まえ、令和2年度の健康保険料率が前年度の10.16%から10.25%へ引き上げになることについては、やむを得ないと思料します。

一方で、法定準備金を超える準備金残高が積み上がっている現状では、「負担の限界である平均保険料率10%」を超えている当支部の健康保険料率が、さらに0.09%引き上がることは、支部評議員をはじめ、加入者および事業主の理解を得にくい状況であることは危惧すべきです。

今後の保険料率を議論していく上で、加入者および事業主の理解を得るためには、急速な高齢化の加速や医療の高度化などによる将来的な医療費の高騰を踏まえると、国庫補助率20%への引き上げや診療報酬の改定、後期高齢者支援金の負担の在り方などを、引き続き国へ強く訴えていくことを要望します。

さらに、医療費は、地域医療体制や離島などの地理的事情の要因も影響することから、保険者や加入者の努力だけでは解消できない年齢や所得以外の要因も踏まえた保険料率の算出方法を早急に検討し、都道府県単位保険料率に反映していただくようお願いいたします。

【令和2年度保険料率に関する鹿児島評議会での意見】

鹿児島支部の保険料率は引き上げとなり、引き上げ幅は0.09ポイントと全国でも高いほうであることは、誠に遺憾である。一方、昨今の社会保障費の増加や人口問題などを踏まえると、引き上げはやむを得ないと言わざるを得ない。

当評議会としては、今後の保険料率に関して、以下の3点を要望する。

1. 保険料率の決定に際し、準備金の活用を検討すること。法定準備金は、1か月分と定められているが上限の設定がないため、年々準備金は増加傾向にある。準備金が積み上げられていく中で、保険料率を引き上げることは納得できるものでない。また準備金の取り崩しには限界があり、現在の経済状況をみると中長期的に協会けんぽの平均保険料率を10%に維持できるかは疑問が残る。したがって、将来的には国庫補助率を上限の20%まで引き上げていただくよう国に強く要請すべきである。

2. 平均保険料率を引き下げの場合、国庫補助率を減らすことがないよう国に要請すること。平成4年度に保険料率を引き下げた際に、国庫補助率が減らされた経緯があり、現在保険料率を議論する際の足枷となっている。幅広い議論が行えるよう国に強く要請すべきである。
3. 後期高齢者支援金の負担の在り方について、抜本的に見直すよう国に強く要請すべきである。後期高齢者医療制度を支えるための被用者保険の負担は、保険料率の上昇やそれによる健康保険組合の解散などに影響を来しており、中長期的に協会けんぽの平均保険料を10%に維持できるかは疑問が残る。現在の仕組みは負担者と受益者のバランスを欠いたものと言わざるを得ず、本来は税金で賄うものとする。

【令和3年度保険料率に関する鹿児島評議会での意見】

※令和2年10月28日開催の評議会より

(学識経験者)

これまで維持してきた平均保険料率10%の見直しや、準備金の取崩しが将来的にあり得るのではと感じる。保険料率10%を超える事態での事業主、本人負担を考えると、国庫補助率を本則の16.4%から20%へ引き上げるよう国に強く要望していくべきだと思う。国はコロナ対策で様々な補助金等を出しており、協会けんぽへの補助も強く要望する必要がある。

(被保険者代表)

コロナ禍でどの事業所も経営が落ち込み、保険料の支払いも厳しい状況である。インセンティブ制度もあり、準備金残高を中長期的にみる考え方もあるが、収支差が前年度比でマイナスになった実態を踏まえると、今後は準備金残高について議論をしていく必要があると考える。

令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対する丁寧な説明が必要になると考える。
最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナ感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考えため、2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込は、去年、保険料率を議論した際の見込の数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化してほしい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。

- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持すべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考えている。
- 保険料率は現行を維持すべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。事務局におかれては、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようお願いする。

1. 医療分の令和3年度平均保険料率

(1) これまでの議論の経緯

令和3年度の保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示された、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

運営委員会における意見では、保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しむ事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、今後、更に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大することや協会の財政状況の悪化が見込まれることなどにより、10%維持に賛成する委員が大勢を占めていた。

また、支部評議会においては、意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部は41支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和3年4月納付分からとする。

2. 政府予算案を踏まえた収支見込(令和3年度)の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

収支見込(令和3年度)の説明

政府予算案を踏まえた令和3年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.1兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は2,900億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、令和2年度(直近見込)から3,900億円の増加となる見込み。
主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

2. 支出の状況

支出(総額)は、令和2年度(直近見込)から6,200億円の増加となる見込み。

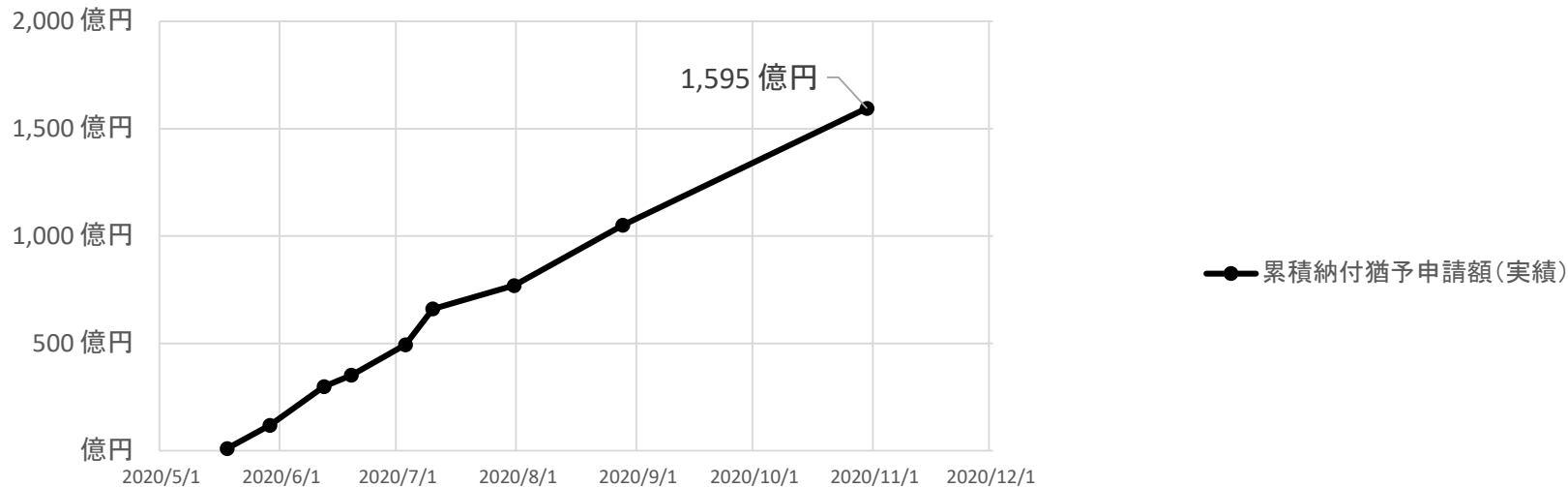
- ① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、
- ② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績(決算)に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等が主な要因。

3. 収支差と準備金残高

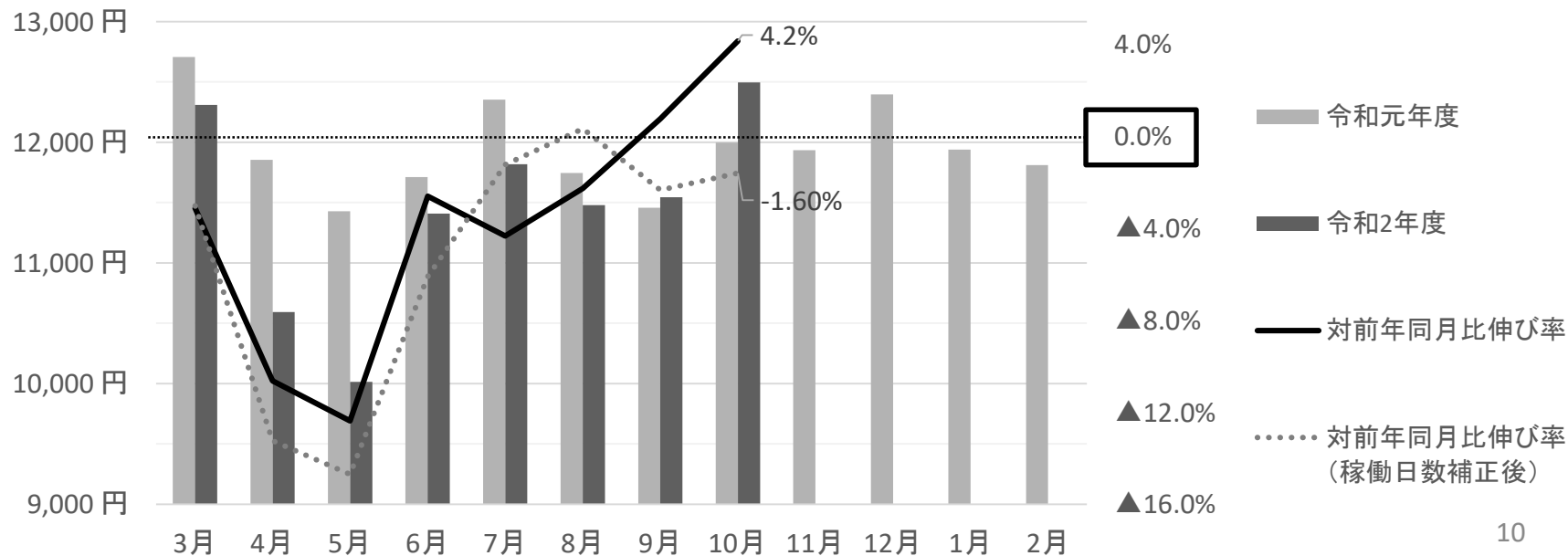
令和3年度の「収支差」は、令和2年度(直近見込)より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。
(収支均衡料率は、9.70%の見込み。)

令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

(図1) 保険料納付猶予申請額(介護分を含む)の推移



(図2) 令和2年度 1人当たり医療保険給付費の推移



令和3年度都道府県単位保険料率の算定について

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和3年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ [※] 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ [※] 反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
鹿児島	6.53	▲ 0.05	▲ 0.91	5.57	10.28	10.35	10.36	0.007
全国	5.29	－	－	5.29	10.00	10.00	10.00	0.000

・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45％）、前期高齢者納付金等（3.54％）、保健事業費等（0.74％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.71％）を加算したものである。

・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・ インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007％を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2）の「令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

（参考）鹿児島支部 健康保険料率の推移

（単位：％）

	～H21.8	H21.9～	H22.3～	H23.3～	H24.3～	H25.3～	H26.3～	H27.4～	H28.3～	H29.3～	H30.3～	H31.3～	R2.3～
鹿児島	8.20	8.22	9.36	9.51	10.03	10.03	10.03	10.02	10.06	10.13	10.11	10.16	10.25
全国平均	8.20	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
全国平均との差	0.00	0.02	0.02	0.01	0.03	0.03	0.03	0.02	0.06	0.13	0.11	0.16	0.25

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分	金額(円)	支部数		
			料率(%)	金額(円)
+0.15	+225	1	20	26
+0.13	+195	1		
+0.11	+165	1		
+0.10	+150	2		
+0.08	+120	1		
+0.07	+105	1		
+0.06	+90	1		
+0.04	+60	4		
+0.03	+45	4		
+0.02	+30	1		
+0.01	+15	3		
0.00	0	1		
▲0.01	▲15	4		
▲0.02	▲30	4		
▲0.03	▲45	4		
▲0.04	▲60	1		
▲0.05	▲75	2		
▲0.06	▲90	1		
▲0.07	▲105	1		
▲0.08	▲120	2		
▲0.09	▲135	2		
▲0.10	▲150	1		
▲0.11	▲165	1		
▲0.12	▲180	1		
▲0.13	▲195	1		
▲0.14	▲210	1		

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

令和3年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増

〔月額〕 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。